

住宅管理者用

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム

**LED 照明器具
システム操作説明書
～設置情報編集・閲覧編～**

Ver.1

2021年4月

目次と作業者の役割分担

頁	内容	操作権限等	
		責任者 ID 編集者 ID	閲覧者 ID
7	1-1 ログインIDを入手する	○	—
8	1-2 システムにログインする	○	—
10	2-1 設置情報を閲覧する	○	○
15	3-1 設置情報を修正・削除する	○	—
21	4-1 スマートフォンで LED 照明器具の情報を表示する	○	○
24	5-1 システム利用規約	○	○
30	5-2 システム利用申請書	○	○

0-1

用語の定義

本マニュアルに記載している用語について説明します。

本マニュアルで使われている用語について説明いたします。

	用語	説明
0	本システム	正式名称は、「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」といいます。このシステムは、利用者が住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ情報管理をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムです。
1	ログインID	ユーザを識別するために用いられる固有の番号です。システムにログインするためのIDです。
2	仮パスワード	初回だけ、システムにログインするために用いるパスワードです。このパスワードはシステムがランダムに生成します。
3	パスワード	システムにログインする際に用いるパスワードです。仮パスワードでログインした後に、施工業者等が自由に設定できます。パスワードの文字数は8文字以上となります。数字、アルファベット、記号を2種類以上組み合わせることで設定することが必要です。
4	施工業者	住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者のことです。
5	設置業者	施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者のことです。施工業者自らが設置業者として作業を行うこともできます。
6	住宅管理者	住宅管理責任者および住宅管理責任者から住宅の管理を任された者のことです。
7	部品 ucode	製品を特定するために利用している個体識別番号で、32桁16進法の番号です。BL-TMS シールには、その番号の下8桁の数字を表記しており、本マニュアルではこの8桁の数字のことを部品 ucode とします。
8	住宅管理者（責任者）	住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者のことです。自らの住宅に係る設置情報の登録、閲覧および編集ができます。
	”（編集者）	住宅管理責任者から住宅の管理を任された者で、設置情報の登録、閲覧および編集ができます。
	”（閲覧者）	住宅管理責任者から住宅の管理を任された者で、設置情報の閲覧ができます。

パソコンやソフトウェア等の動作環境

2020年12月3日時点の確認状況です。

	推奨動作環境
パソコンのOS	Windows 8.1, 10 MacOS X
表計算ソフト	Microsoft Excel
Webブラウザ	Internet Explorer Microsoft Edge Google Chrome Firefox Safari

本システムに登録する製品は、次のBL-TMSシールが貼付されるLED照明器具です。



本システムで利用することのできる QRコードの読み取り用アプリの入手方法

アプリの名称：ucode reader

(1) iPhone でのインストール方法

- ① 「App Store」をタップする。
- ② 「検索」をタップする。
- ③ 「ucode reader」と入力する。
- ④ 「入手」ボタンをタップする。



(2) Android でのインストール方法

- ① 「Playストア」をタップする。
- ② 虫眼鏡をタップする。
- ③ 「ucode reader」と入力する。
- ④ 「インストール」をタップする。



第1章

利用開始まで

Web ブラウザで情報を登録できるようになるまでを説明します。

■本章の内容

1-1 ログインIDを入手する	7
1-2 システムにログインする	8

1-1

ログインID
を入手する

照明器具の設置情報の閲覧等を行うために必要なIDとパスワードの入手方法について説明します。

1

IDの発行は、住宅管理責任者（本社ご担当者様）からご提出いただく、トレサビシステム利用ログインID発行依頼書に基づきIDを発行します。

住宅管理責任者

- ① 住宅管理責任者は、トレサビシステム利用ログインID発行依頼書で申し込みます。
- ② 追加・削除等の変更が発生した場合も同様の手続きが必要です。

一般財団法人ベターリビング
事業推進部
〒102-0071
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング6F
電話 03-5211-0998
E-mail : bltms@cbl.or.jp

利用規約について

ベターリビングの発行するIDを利用する住宅管理者様は、システム利用申請書の添付資料の利用規約に同意したものとみなされます。

ID、パスワードは幾つ持てるの？

住宅管理者（責任者）のIDは1つですが、住宅管理者（編集者、閲覧者）のIDは複数取得できます。

パスワードの文字数は？

半角英数字で必ず8文字以上として下さい。全角英数字は、使用できません。

IDは自社で指定できるの？

指定できません。6文字のID(半角数字)です。半角数字なのでログインの時に注意して下さい。

ID、パスワードを忘れてたら？再発行は？

ID、パスワードを忘れてしまい再発行を受けたい場合は、ベターリビング 事業推進部宛に、電子メールでお問い合わせください。

2

ベターリビングがIDを発行します。



- ① ベターリビングのID登録が完了すると、登録したメールアドレス宛にユーザー登録完了のメールが送信され、IDと仮パスワードが送付されます。

1-2

システムにログインする

はじめにインターネットブラウザ（インターネットエクスプローラ等）を起動し、システムにログインする方法を説明します。

1 パソコンのブラウザを開き、システムにログインする。

- ① パソコンを起動し、ブラウザを開きます。
- ② 下記 URL を入力し、システムにログインします。

<https://www.bltns.jp/>

システムのログイン画面

初回のみ、「1-1 ユーザ ID を入手する」でベターリビングから入手した **ユーザID** と **仮パスワード** を入力した後、ログインボタンをクリックします。

2回目以降のログインは、再設定したパスワードを使用します。

パスワードの再設定画面【初回のみ】

新しいパスワードを入力した後、再設定ボタンをクリックします。

システムにログインするための **パスワード** を設定します。今後、ここで設定した **パスワード** を利用することになりますので、控えておいてください。

第2章

設置情報の閲覧方法

住宅管理者の住宅における住警器の設置情報の閲覧方法を説明します。

■本章の内容

2-1 設置情報を閲覧する・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2-1

設置情報を閲覧する

住警器の設置情報の閲覧方法について説明します。

1 パソコンのブラウザを開き、システムにログインする

- ① パソコンを起動し、ブラウザを開きます。
- ② 下記 URL を入力し、システムにログインします。

https://www.bltns.jp/

システムのログイン画面

2 設置情報の閲覧を選択する。

- ① メニュー画面において、「設置情報の閲覧・確認を修正」をクリックします。

【管理住宅情報閲覧者のメニュー画面】

3 設置情報を閲覧したい団地を選択する

- ① キーワードに閲覧したい団地名の一部あるいはすべてを入力します。
- ② 「検索」ボタンをクリックします。
- ③ 検索された団地名のリストが表示されます。
団地ごとに「住警器」と「LED照明器具」ボタンが表示されているので、「LED照明器具」ボタンを押してください。

名称	管理コード	住所	住宅管理責任者		
				住警器	LED照明器具
				住警器	LED照明器具
				住警器	LED照明器具
				住警器	LED照明器具
				住警器	LED照明器具

4 現時点で設置されている住宅部品を表示する。

- ① 表示対象において、「現在の設置情報」が選択されています。この場合は、現時点で設置されているLED照明器具の情報のみが表示されます。
- ② 一覧は、街区・号棟で絞り込むことができます。検索条件を入力したら「検索」ボタンをクリックしてください。
- ③ 検索されたデータをすべてダウンロードしたい場合は、下部にある「CSVファイルのダウンロード」をクリックします。

【管理住宅情報閲覧者の場合】

LED設置情報

所有者

名称

住所

検索条件

表示対象 現在の設置情報 設置情報の履歴

街区・号棟

検索

部品ucode	製造業者	型式	街区・号棟	設置場所	施工種別	工事名称	工事日	備考
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[追加]

[CSVファイルのダウンロード]

LED設置情報

所有者 名称 住所

検索条件

① 表示対象 現在の設置情報 設置情報の履歴② 街区・号棟

検索

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

部品ucode	製造業者	型式	街区・号棟	設置場所	施工種別	工事名称	工事日	備考
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[追加]

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

③ [CSVファイルのダウンロード]

5 すべての登録情報を閲覧する。

- ① 表示対象において、「設置情報の履歴」を選択して検索すると、今まで登録された情報がすべて表示されます。
- ② リストを絞り込みたい場合は、「街区・号棟」「工事日範囲」を入力して、「検索」ボタンをクリックします。
- ③ 施工種別を限定して表示したい場合は、リストから施工種別を選択し、「検索」ボタンをクリックします。
- ④ 検索されたデータをすべてダウンロードしたい場合は、下部にある「CSVファイルのダウンロード」をクリックします。

【管理住宅情報閲覧者の場合】

LED設置情報

所有者

名称

住所

検索条件

表示対象 現在の設置情報 設置情報の履歴

街区・号棟

工事日範囲 ~

施工種別

検索

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

部品ucode	製造業者	型式	街区・号棟	設置場所	施工種別	工事名称	工事日	備考
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[追加]

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

[CSVファイルのダウンロード]

LED設置情報

所有者

名称

住所

検索条件

表示対象 現在の設置情報 設置情報の履歴

街区・号棟

工事日範囲 ~

施工種別

検索

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

部品ucode	製造業者	型式	街区・号棟	設置場所	施工種別	工事名称	工事日	備考
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[修正] [削除]
								[追加]

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに: 25 50 100

[CSVファイルのダウンロード]

第3章 設置情報の編集

LED 照明器具の設置情報の編集方法を説明します。

■本章の内容

3-1 設置情報を修正・削除する 15

3-1

設置情報を修正・削除する

システムに登録されている情報を修正することができます。

1 パソコンのブラウザを開き、システムにログインする

- ① パソコンを起動し、ブラウザを開きます。
- ② 下記 URL を入力し、システムにログインします。

<https://www.bltns.jp/>

システムのログイン画面

2 設置情報の閲覧を選択する。

- ① メニュー画面において、「設置情報の閲覧・確認を修正」をクリックします。

3 設置情報を閲覧したい団地を選択する

- ① キーワードに閲覧したい団地名の一部あるいはすべてを入力します。
- ② 「検索」ボタンをクリックします。
- ③ 検索された団地名のリストが表示されます。
団地ごとに「住警器」と「LED照明器具」ボタンが表示されているので、「LED照明器具」のボタンを押してください。

団地一覧

① 検索キーワード/管理コード

②

(1-5/5) 1ページに:

名称	管理コード	住所	住宅管理責任者	③
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	<input type="button" value="住警器"/> <input type="button" value="LED照明器具"/>
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	<input type="button" value="住警器"/> <input type="button" value="LED照明器具"/>
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	<input type="button" value="住警器"/> <input type="button" value="LED照明器具"/>
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	<input type="button" value="住警器"/> <input type="button" value="LED照明器具"/>
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	<input type="button" value="住警器"/> <input type="button" value="LED照明器具"/>

(1-5/5) 1ページに:

4 修正・削除したい登録情報を探す。

- ① 表示対象において、「現在の設置情報」または「設置情報の履歴」を選択します。
- ② 一覧は、条件を指定して絞り込むことができます。検索条件を入力したら「検索」ボタンをクリックしてください。
- ③ ページ番号をクリックし、修正・削除する登録情報を探します。
- ④ 修正・削除する登録情報の右端にある「修正」、「削除」のいずれかをクリックします。

LED設置情報

所有者 XXXXXXXXXX

名称 XXXXXXXXXX

住所 XXXXXXXXXX

検索条件

① 表示対象 現在の設置情報 設置情報の履歴

② 街区・号楼

③

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに：25 50 100

部品ucode	製造業者	型式	街区・号楼	設置場所	施工種別	工事名称	工事日	備考
XXXXXXXXXX	[修正] [削除]							
XXXXXXXXXX	[修正] [削除]							
XXXXXXXXXX	[修正] [削除]							
								[追加]

1 2 3 4 5 ... 次 末尾 (1-25/2451) 1ページに：25 50 100

[\[CSVファイルのダウンロード\]](#)

5 登録情報を修正する

- ① 部品 ucode には、BL-TMS シール表示されている数字 8 桁を半角数字で入力して下さい。
※ データベースに既に登録済みの部品の場合は、部品 ucode を変更すると、製造業者、形式、製造年も自動で変更されます。
- ② 製造業者を修正する場合は、まず、「登録済みのメーカーを選択」に列挙されている一覧の中から探して選択します。ここで見つからない場合は、その上の入力欄に直接入力してください。
- ③ 型式も同様に、まずは一覧の中から探し、見つからない場合は入力欄に入力してください。
- ④ 部品の製造年を変更する場合は、西暦 4 桁を半角数字で入力してください。
- ⑤ 街区・号棟、設置場所、工事日、備考の修正があれば変更してください。
- ⑥ 編集ボタンを押せば、修正が行われます。

LED設置情報編集

① 部品ucode

② 製造業者
登録済みのメーカーを選択

③ 型式
メーカーを選択後、登録済みの型式を選択

④ 製造年

街区・号棟

設置場所

⑤ 施工種別
設置

工事日

備考

⑥ 編集 取消

6 登録情報を削除する。

- ① 削除確認が出るので、「削除」ボタンをクリックします。

削除確認

このLED設置情報を削除します。

部品ucode	メーカー	型式	街区・号棟	設置場所	施工種別	引渡日	備考

第4章

スマートフォンで LED 照明 器具の情報を表示する

登録済みの LED 照明器具の部品情報と設置情報をスマートフォンで表示する方法を説明します。

■本章の内容

4-1 スマートフォンで LED 照明器具の情報を表示する・・・21

4-1

スマートフォンで LED 照明器具の情報を表示する

登録済みの LED 照明器具の部品情報と設置情報をスマートフォンで表示します。

1 スマートフォンのブラウザを開いて、システムにログインします。

① スマートフォンのブラウザで下記 URL にアクセスします。

[\[https://www.bltns.jp/mobile/login\]](https://www.bltns.jp/mobile/login)

② ID とパスワードを入力してログインします。

この QR コードを読み取ると、ログイン画面にアクセスできます。



②

ログイン

ユーザID
001885

パスワード

ログイン

「ログイン」ボタンをタップします。

③ 工事区分で「LED 照明器具工事」を選びます。

④ 右上に表示される「部品情報確認画面へ」をタップします。

③

団地選択

部品情報確認画面へ ④

工事区分と団地を選択してください

工事区分
○ 住警器工事 ● LED照明器具工事

団地選択

絞り込みキーワード

団地

選択

- ⑤ BL-TMS シールの番号入力画面になるので、部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。

※ 番号入力欄には半角の数字しか入力できません

入力できないときは、全角入力になっていないか、数字以外を入力していないかを確認してください。

- ⑥ 「表示」ボタンを押します。
- ⑦ 指定した LED 照明器具がシステムに登録済みであれば、その部品情報と設置情報が表示されます。
- ⑧ 元の画面に戻るには、右上の「≡」をタップして表示されるメニューから、「戻る」を選んでください。

第5章

システム利用規約

システムを利用する住宅管理者は、システム利用規約に同意することが必要です。

システム利用申請書は、システム利用規約に同意した上で、施工業者がベターリビングに申請する必要があります。

■本章の内容

5-1 システム利用規約	24
5-2 システム利用申請書	30

5-1

システム利用 規約

住宅部品トレーサビリティ情報管理
システム利用規約をご確認ください。

（目的）

第1条

この利用規則は、一般財団法人ベターリビング（以下、当財団という。）がトレーサビリティ情報の管理を行うことができる優良住宅部品として認定した住宅部品に関する情報を管理するために当財団が提供する住宅部品トレーサビリティ情報管理システム（以下、本システムという。）を、当財団が許可した者（以下、利用者という。）が無償で利用することに関して必要な事項を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条

この利用規則において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。

1. 「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」とは、住宅管理者が、自らの住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ管理情報をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムをいいます。
2. 「利用者」とは、住宅管理者、施工業者、設置業者、製造メーカ又はシステム管理者をいい、それぞれの利用者は、次の者をいいます。
 - (1) 住宅管理者：住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者。住宅の管理を委託された者を含む
 - (2) 施工業者：住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者
 - (3) 設置業者：施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者
 - (4) 製造メーカ：住宅部品を製造し、優良住宅部品として当財団の認定を受け、個品識別 ID が表示された、当財団が頒布する証紙を貼付して製品を出荷する者
 - (5) システム管理者：利用者への ID 等の発行及び本システムの保守等を行う、当財団及び当財団が委託した第三者
3. 「トレーサビリティ管理情報」とは、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報をいい、それぞれの情報は次によります。
 - (1) 住宅情報：住宅の所在地。住所のほか、団地の場合は団地名、号棟、号室など
 - (2) 製品情報：製造メーカ名及び製品を個別に識別する番号など
 - (3) 工事情報：住宅管理者が発注、委託等を行う、住宅部品の設置、取り外し、廃棄等の工事に関する、工事名、工事期間、施工業者名など
 - (4) 設置情報：住宅部品の工事が行われた住宅の所在地と、設置・廃棄等された住宅部品の個品識別情報、設置した施工業者、設置した時期など

（本システムの利用）

第3条

1. 利用者は、本利用規則に同意した場合に限り、本システムを利用できるものとします。
2. 利用者は、当財団に対し、本システムの利用について、何らの権利や法的利益を有するものではないことを確認するとともに、名目の如何を問わず、一切の請求、異議申立てをしないものとします。

（情報の閲覧等）

第4条

利用者の種類に応じた情報の登録、閲覧及び編集の範囲は次のとおりとします。

- (1) 住宅管理責任者は、自らの住宅に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (2) 施工業者は、工事等を請け負った工事について、工事期間又は工事期間に加えて該工事の発注等を行った住宅管理責任者が定める期間のみ、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (3) 設置業者は、施工業者から指定された工事に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報を施工業者から指定された工事期間中登録ができるものとします。
- (4) 製造メーカーは、自らの製品情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (5) システム管理者は、本システムで取り扱う全ての情報を登録、閲覧及び編集ができるものとします。

（利用規則の変更）

第5条

1. 当財団は、この利用規則を予告なく変更することがあります。この場合には、全ての提供条件は変更後の利用規則によります。
2. 当財団は、この利用規則を変更するときは、本システムのトップページ、その他当財団が定める方法により通知します。

（利用終了後の措置）

第6条

1. 当財団は、利用者が本システムの利用の終了を通知したとき、又は、予め指定された期間が設定されている場合の当該期限を経過したときは、関係ログインID及びパスワードではログインできない措置を講ずるものとします。
2. 利用者は、前項の状態となっている場合においても、当財団が指定する方法かつ期間の間に限り、当該利用者に係る保管情報の提供を受けることができるものとします。
3. 前項による場合にかかる料金は、当財団の定めによるものとします。

（本システムの提供にかかる責務）**第7条**

1. 当財団は、利用者によって登録された情報の正確性について、一切の責任を負わないものとします。
2. 本システムの利用ができなくなった場合、保管情報が消失、毀損又は破壊された場合その他本システムの運営・管理に何らかの支障が生じた場合、当財団は、当財団の故意又は重過失による場合を除き、利用者に対し、名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

（利用のための機器等の準備）**第8条**

利用者は、本システムを利用するにあたり、次の事項を準備し、維持するものとします。

- (1) インターネットへの接続環境
- (2) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア等、環境要件
- (3) 当財団からの通知等を受信することが可能な、電子メールのアドレス

（アカウントの発行及び管理）**第9条**

1. 当財団は、本システムを利用するためのログイン ID 及び初期パスワードを利用者に発行するものとします。ただし、以下の利用者にあつては、それぞれ次に定める方法により発行を受けるものとします。
 - (1) 施工業者は、当財団が別に定める申請書に必要事項を記入押印の上、住宅管理者から本システムを利用する工事を受注したことが確認できる資料の写しを添えて、当財団に書面をもって提出するものとします。
 - (2) 施工業者は、当該工事に係る情報を登録する設置業者のログイン ID 及び初期パスワードを発行できるものとします。
2. 利用者は、初期パスワードでのログイン後、当財団に連絡することなく、本システム上でパスワードを変更することができるものとします。
3. 利用者は、発行されたログイン ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
4. 利用者は、ログイン ID 及びパスワードが窃用その他不正使用され又はその可能性があることが判明したときは、直ちに当財団にその旨を連絡するとともに、当財団から指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 施工業者は、設置業者に対し本システムの利用規則を順守させるものとします。また、設置業者が本システムを利用するにあたり本利用規則の禁止事項を行った場合は、設置業者だけではなく、施工業者もその行為を行ったとみなします。

（本システムへのログイン）**第10条**

本システムの利用にあたっては、前条第1項及び第2項で発行されたログインID及びパスワードを使用するものとします。

（本システムの利用方法）**第11条**

利用者は、当財団が別に定める、本システムへの情報の登録、閲覧及び編集等の方法に従い、本システムを利用するものとします。

（本システムの著作権等）**第12条**

利用者は、当財団が本システムの提供において用いるソフトウェア、ホームページ、操作説明書等に係る著作権等に関して、明示的に定められているものを除き、当財団、業務委託を行った者及びそれらにライセンスを提供する第三者が保有していることを了解するものとします。

（禁止事項）**第13条**

利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規則に反すること
- (2) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本システムを利用すること
- (3) 当財団の信用を毀損するおそれがある態様で本システムを利用すること
- (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、もしくは本システムに関連して使用し、又は第三者に提供すること
- (5) 住宅部品のトレーサビリティ管理に使用する情報以外の情報を登録すること
- (6) 本システムを他の利用者の利用に対し支障を与える態様において利用すること
- (7) その他当財団が不適切と判断すること

（本システムの利用の制限）**第14条**

1. 当財団は、利用者が次の各号の一に該当するとき、本システムの利用を制限することができる（閲覧は可能とするが、すでにある登録を抹消したり、もしくは今後登録させなかったりする、ログインできないようにする、IDを無効化する、その他当財団が任意にとる措置を含む）ものとします。
 - (1) 本利用規則に反するおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 前条の定めに違反したとき
2. 当財団は、前項の利用の制限を行うときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（システム利用の中止）

第 15 条

当財団は、利用者が以下の各号の一に該当することが判明した場合は、何らの催告を要せず、本システムを利用できない措置をとることができるものとします。

- (1) 第 13 条の定めに違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (6) その他 (2) ないし (5) に準ずる行為
- (7) 利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 利用者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が利用者の属する組織の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 利用者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（システム提供の停止）

第 16 条

1. 当財団は、次の各号に掲げるときは、本システムの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ないとき
 - (3) 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の不可抗力により本システムの利用が提供できなくなったとき
 - (4) インターネット接続業者や第一種通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等により本システムの利用の提供が困難になったとき
 - (5) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセス等のインターネット上での攻撃等により本システムの利用の提供が困難になったとき
 - (6) その他当財団が必要と判断したとき
2. 当財団は、本システムの利用を提供する設備等に障害が発生し正常な利用ができない場合は、障害の直近にバックアップされた情報に遡って再開するものとします。
3. 当財団は、第 1 項に基づき本サービスの提供を停止するときは、事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（個人情報の取扱）**第 17 条**

1. 当財団は、個人情報保護法に準拠し、当財団の個人情報保護方針（http://www.cbl.or.jp/privacy_policy.html）に基づき、個人情報を適切に取り扱うこととします。
2. 当財団は、次に示す利用目的以外に利用者の個人情報を利用しないものとします。ただし、これ以外の利用目的について、利用者の同意を得た場合はこの限りではありません。
 - (1) ログイン ID 及び初期パスワードの発行等に係る事務
 - (2) 利用者の本人確認に必要な事務
 - (3) 情報の登録、閲覧及び集計の結果の確認、通知等に係る事務
 - (4) 登録された住宅部品に不具合等が発生した場合の通知に係る事務
 - (5) 本システムの利用に関する問い合わせ等に係る事務
3. 当財団は次のいずれかに該当する場合を除き、利用者から取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。
 - (1) 法令に基づく請求があったとき
 - (2) 利用者の同意があるとき
 - (3) その他正当な理由があるとき

（登録情報の扱い）**第 18 条**

当財団は、登録された情報をサービスレベルの向上及び個別の属性情報が特定されない状態での統計処理を目的とした範囲内で活用させて頂く場合があります。

年 月 日制定 一般財団法人ベターリビング

5-2

システム利用
申請書

住宅部品トレーサビリティ情報管理システムを利用するためには、システム利用申請書をベターリビングに提出する必要があります。

様式第3

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム
システム利用ログイン ID 発行依頼書

平成 年 月 日

一般財団法人 ベターリビング
理事長 井上 俊之 様

(住宅管理責任者)

住所

組織名

所属・役職

責任者氏名

(印)

一般財団法人ベターリビングの定める「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム利用規則」に同意し、以下の内容で、システムの利用のためのログイン ID 等の発行を依頼します。

1. 住宅管理者（責任者）登録情報

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス) ^{※1}

2. 住宅管理者（編集者、閲覧者）登録情報

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ

様式第3

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ	

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ	

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ	

(組織名・所属・役職)	(氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)
登録情報の閲覧・編集の権限(どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 閲覧・編集 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ	

※1 システム利用のために発行されるログインID及び仮パスワードは、E-mailでお送りします。
仮パスワードでログイン後にパスワードを変更してください。

本書の送付先：〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 7F
一般財団法人ベターリビング 住宅市場業務部 トレーサビリティ係 TEL 03-5211-0998

一般財団法人 **ベターリビング**

住宅部品のトレーサビリティ管理システム
住宅管理責任者用マニュアル ver3.0

発行：一般財団法人ベターリビング
問合せ先：住宅部品事業推進部 保険・表示課
トレーサビリティ係
電話：03-5211-0998
E-mail：bltms_light@cbl.or.jp

2021.4（第3版）
無断複写・転載を禁ずる